

別記様式第1号(第四関係)

磯上地区活性化計画

栃木県大田原市
栃木県

平成20年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 磯上地区活性化計画

都道府県名 栃木県

市町村名 大田原市

地区名(1) 磯上

計画期間(2) 平成20年度～平成23年度

目 標 : (3)

農道を整備することにより、生産物の出荷量の増加及び輸送体制の確立による生産性と農業経営の向上を現し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲の向上を図り、安定した農業経営の持続、展開をすることにより当地域の定住化を促進し現在23戸(2005農林業センサスより)の農家戸数の維持を図る。

目標設定の考え方

地区の概要:

本地区は、大田原市の北東部に位置し、中山間地域の狭隘な条件の中、平成元年から平成6年にかけて、団体営地域開発関連整備事業により地区全体の生産条件整備が実施された地区である。稲作を中心とした営農が展開され、最近ではトマト、ナスなどの野菜栽培や無農薬米の栽培にも取り組んでおり、1年を通してきめ細やかな営農管理が要求されている。

現状と課題

地区内の道路網で利用頻度の高い路線についても砂利道であり、管理は大田原市で行っているが、路面の凸凹が激しく走行経費の増大や、荷傷みによる高品質の農産物が良好に搬出できない等の課題が残り、耕地の汎用化及び地区営農に支障を来している状況にある。

今後の展開方向等(4)

農業従事者の高齢化・後継者不足が進み地域活力が低下する中、農地の保全、基盤の整備、後継者の育成や農地の集約化等を推進して農業経済の安定化を図り、地域活性化を目指す。

具体的には、農道の整備を行うことによって、従来の機能が向上し、生産性の高い農業基盤を確立することにより、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲の向上が図られ、安定した農業経営の持続、展開を促進する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
大田原市	磯上	基盤整備(土地改良施設保全)	大田原市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

3 活性化計画の区域(1)

磯上地区(栃木県大田原市)	区域面積 (2)	19ha
区域設定の考え方 (3)		
<p>法第3条第1号関係： 当該地区は八溝中山間地域に位置しており、地区内の農地については20a～30a程度に区画された土地基盤整備済みの地域である。また、農業従事者の数は地区内就業者93人中64人で全体の68%を占めており、トマト、ナス等の野菜の作付けも増加しているほか、無農薬米の栽培に積極的に取り組み高い品質基準を満たすため、年間を通してきめ細やかな営農管理がなされている。</p>		
<p>法第3条第2号関係： 農業者の高齢化傾向からみて、活性化のためには基盤整備により生産性の高い農業を確立し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲を向上させることにより定住化を進めることが必要な区域である。</p>		
<p>法第3条第3号関係： 市街地を形成している地域は含んでいない。</p>		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

農業従事者の減少、高齢化、後継者不足が進んでいるが、農家戸数の現状維持に留め、その達成状況を農業センサス等の統計調査を基に確認する。